

光泉中学・高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称および事務局)

第1条 本会は「光泉中学・高等学校同窓会」と称し、本部事務局を聖パウロ学園光泉中学・高等学校(以下「母校」という、滋賀県草津市野路町178)内に置く。

(会 員)

第2条 本会は次の会員によって組織する。

- (1)正会員 母校卒業生及び母校の中学・高等学校に在席した者で入会を希望する者。
- (2)名誉会員 母校の教職員及び旧教職員。

(支部の設置)

第3条 本会は会員の多数存在する地方に支部を設けることができる。支部設置の時は、その所在地及び会員名簿を本部事務局に連絡するものとする。

(目 的)

第4条 本会は同窓会員相互の親睦と団結を図り、母校の発展のために協力することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)会員相互の親睦と連絡を支援する事業。
 - (2)会報等連絡媒体を用い、開示された母校の現況や計画を告知する事業。
 - (3)会員名簿の発行。
 - (4)母校の発展拡大に寄与する事業もしくは寄付。
 - (5)会員にとって有益な事業及び福祉となる事業。
 - (6)その他必要な事業
- ②前項各号に定める事業実施のために、会員個人情報を利用することがある。
- ③前項第1号の事業のひとつとして、支部、同期・同部等による親睦に要する会場費・飲食費等を、補助することがある。
- ④同項第2号の事業における媒体として、インターネットを利用することがある。
- ⑤同項第5号の事業のひとつとして、会員あてに優待商品案内等を行うことがある。
- ⑥同項同号の事業のひとつとして、本会新入会員に記念品を贈る。
- ⑦同項同号の事業のひとつとして、希望する会員子女の母校入学祝を贈る。
- 前各号における基準は別に定める。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会を運営するため、会員の中から以下の役員を選出する。役員の任務は次の通りとする。

- (1)名誉会長 1名 母校校長。
 - (2)会 長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
 - (3)副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
 - (4)会 計 1名 本会の会計事務を行なう。
 - (5)書 記 1名 本会の庶務を整理する。
- 会長・副会長・会計・書記を四役の本部役員と呼ぶ。
- (6)常任委員 若干名 本部の企画・運営に参画する。
 - (7)委 員 若干名 本部と正会員との連絡を密にし、同期生の中核とし会運営に協力する。
 - (8)会計監査 2名 本会の財産・会計事務を監査する。
 - (9)顧 問 若干名 本会の運営に助言を与える。

(役員選出)

第7条 本会の役員選出方法は次の通りとする。

- (1)会長・副会長 常任委員会で候補者を選び、総会において出席正会員の過半数の賛同を必要とする。
- (2)会計・書記 会長が委員の中から委嘱する。
- (3)常任委員・会計監査 委員の中から互選する。
- (4)委 員 各期生より卒業時のクラス数と同人数を、その期生の正会員が互選する。
- (5)顧 問 常任委員会が母校の現教職員に依頼する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条の2 本会は、次の会議を行う。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 常任委員会
- (4) 幹事会

(総 会)

第8条の3 総会は、本会の最高議決機関とし、

②総会は、3年に1回8月に会長が召集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 予算の承認
- (6) 会長・副会長の承認
- (7) その他本会の重要事項に関すること

③臨時総会は、必要に応じ会長が召集し開催する。ただし、会員の3分の1以上の者から請求があったときは、その都度召集しなければならない。

④総会の議長は、会長または副会長が指名する。

⑤総会は、会員20名以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。

(役員会)

第8条の4 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

②役員会は、本会の運営に必要な事業を企画し、実行する。

③重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

④役員会は、必要に応じ会長が召集する。ただし、役員3分の1以上者から請求があったときは、その都度召集しなければならない。

⑤役員会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。

⑥役員会は、役員3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。

(常任委員会)

第8条の5 常任委員会は、常任委員および顧問で構成する。

②常任委員会は、会長の諮問機関として、事業、予算、会費、会則について企画、答申する。

③常任委員会は、本会運営事務局を兼ねる。

(幹事会)

第8条の6 幹事会は、第6条に定める役員、およびクラス委員で構成する。

②総会が開催されない年の8月に会長が召集する。

③総会と同等の議決権をもち、幹事会での承認をもって案件の承認とする。

④幹事会で承認された事項については、次回の総会で報告をする。

第4章 会 計

(経 費)

第9条 本会の経費は、入学金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業費用)

第10条 第5条の事業に要する費用は、原則として本会が負担する。ただし、受益者が負担することが相応な事業については、一部会員等から徴収することができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第11条の2 会費は永年会費とし、入会時に徴収する。

②会費額は、金6,000円とする。

- ③会員が脱会する場合であっても、納付した会費は返却しない。
- ④特別な事業の実施または予算に不足が生じた場合は、総会の議決により特別会費を徴収することができる。

第5章 会計監査

(監査と報告)

第11条の3 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第6章 入会及び脱会

(入会)

第11条の4 本会への入会は、卒業時に行う。ただし、第2条第1項第1号に定める卒業をしていない在籍者で、入会を希望する者については、所定の審査を経て会長がこれを認めることがある。ただし、入会金の納付を要する。

(脱会)

第11条の5 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1)本人の申し出があったとき
- (2)母校及び本会の名誉、信用を著しく汚し、母校及び本会に著しく不利益、損害を与えたとき

第7章 その他

第12条 (削除)

(会則の改廃)

第13条 本会則は、必要に応じ総会に諮って改廃することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(細則の制定)

第13条の2 本会の運営に必要な細則は、役員会の承認を経て別にこれを制定することができる。ただし、この場合は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(支部の組織)

第14条 本会の支部の組織は本部に準じる。

附 則

- 1 本会則は平成3年6月9日より施行する。
- 2 正会員は現住所、連絡先、氏名その他身上の変更が生じたときは本部事務局に連絡しなければならない。
- 3 本会発足1年次は委員の数を卒業時のクラス数の3倍、2年次は2倍の委員数とし、3年次より第7条(4)を適用する。
- 4 本会則は平成18年度8月27日改定施行する。
- 5 本会則は平成24年度9月1日改定施行する。
- 6 本会則は平成26年度9月1日改定施行する。

第5条第3項(親睦補助)に定める補助の基準

以下の条件を満たした支部または会に対し、1会合につき30,000円を年1回を限度として補助する。

- (1) 会員のみが参加し、親睦を図る目的であること。
- (2) 事前に支部または会としての届け出を行うこと。
- (3) 組または部・クラブを会の単位とすること。合同開催の場合は、1会合とする。
- (4) 前項について、同一組で複数の届出は認めない。部・クラブの重複しない年次区分の届出は認める。
- (5) 1回に10名以上が、同時に同一会場に集合する会合であること。
- (6) 参加者が、全員満20歳に達していること。
- (7) 風俗営業法に定める施設での開催には補助しない。
- (8) 利用者は、会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿を添えて、事務局に申請を行うこと。
- (9) 本事業の利用は上記の条件を満たした上で申込み先着順とし、各年度において本事業予算が消化されしだい補助を停止する。

第5条第6項(入会記念品)に定める記念品の基準

- (1) 本校同窓生であることを想起し会の活性化に寄与するような物品で、意匠に校章や校名または会名の入ったもの。
- (2) 単価、物品の内容は会長が決定する。

第5条第7項(子女入学祝)に定める祝品の基準

以下の条件を満たした会員子女の入学に際し、予算の範囲内で以下の金品を贈る。

ただし、予算が不足する場合は、基準額を引き下げることがある。

- (1) 入学後商品(聖書など)等で贈与する。
- (2) 1名につき1回贈与する。(再入学・高校内部進学入学には贈与しない)

(激励金内規)

光泉中学・高等学校同窓会 各種大会出場激励金交付基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、各種文化・スポーツの振興を図るために、世界大会、全国大会、地区大会(以下「各種大会」という)に出場する個人または団体に対し、光泉中学・高等学校各種大会出場激励金(以下「激励金」という)を交付することに関し、光泉中学・高等学校同窓会会則第4条と第5条に基づいて、必要な事項を定めるものとする。

(激励金の交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、競技協会およびこれらの協会に加盟する競技団体が開催する大会に、日本、滋賀県または学校の代表として出場登録する選手で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、親善・交歓等を目的として開催される大会、中・高連盟が開催する大会に出場登録するもの、および同窓会が別に定める基準等により、激励金の交付対象になったものについては、この限りではない。

(1)光泉中学・高等学校に籍を有する個人。

(2)光泉中学・高等学校に籍を有する団体。

(3)在籍する選手が受け取ることができる激励金は、連盟・協会等が主催する大会とする。

(4)その他、同窓会会長が特に必要と認めるもの。

(激励金額)

第3条 激励金額は、別表のとおりとする。

(激励金の交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする大会の20日前までに、光泉中学・高等学校同窓会各種大会出場激励金交付願申請書(別記様式)の次の各号に掲げる書類を添えて、同窓会長に申請するものとする。ただし、予選と大会が20日以内の場合は、大会の5日前までとする。

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、そのつど同窓会長が定める。

付 則

- 1 この基準は、平成17年8月28日から施行し、平成17年度からの激励金について適用する。
- 2 この基準は、平成24年9月1日に改定し同日から施行する。

別 表(第3条関係)

激励金額

大会区分	個人	団 体		
世界大会	50,000円			
全国大会 国民体育大会	5,000円	3名以下	1人につき	5,000円
		4~9名	1団体につき	20,000円
		10名以上	1団体につき	30,000円
地区大会	3,000円	4名以下	1人につき	3,000円
		5~9名	1団体につき	15,000円
		10名以上	1団体につき	20,000円